

令和4年美浦村告示第95号

令和4年第1回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月27日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和4年5月12日 午後1時30分
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
 - 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
 - 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第10号))
 - 議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 議案第5号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

令和4年美浦村告示第96号

令和4年5月12日招集の令和4年第1回美浦村議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

令和4年5月2日

美浦村長 中 島 栄

1. 付議事件

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

令和4年第1回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
5月12日	木	本会議	午後1時30分	開会 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 閉会

令和4年第1回美浦村議会臨時会提出議案提案理由説明書

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

(議案書3ページから10ページ)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、「令和4年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本村税条例等の改正が必要な項目について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額の5%を2.5%とする他、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものでございます。

以上、議案第1号 専決処分を行いました美浦村税条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

※負担調整措置・・・市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途（商業地等は6割）とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(議案書11・12ページ)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額改正と参照条文の整合でございます。

以上、議案第2号 専決処分を行いました美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 3 年度美浦村一般会計補正予算 (第 10 号))

(議案書13ページから15ページ)

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策を行うため、令和 3 年度美浦村一般会計補正予算 (第10号) を、地方自治法第179条第 1 項の規定により 3 月31日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った令和 3 年度美浦村一般会計補正予算 (第10号) について、御説明申し上げます。

(議案書14・15ページ)

第 1 条の繰越明許費の補正では、新型コロナウイルス関連事業として、年度内に完了できない住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付分について、翌年度へ繰り越しの設定をしておりましたが、年度内の給付実績を鑑みて、翌年度への繰越額を変更いたしております。

以上、議案第 3 号 専決処分を行いました令和 3 年度美浦村一般会計補正予算 (第10号) について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 4 号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(議案書16ページから18ページ)

議案第 4 号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案は、令和 3 年 8 月10日付けの人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、一般職及び特別職等の期末手当について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第 4 号につきまして御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

議案第 5 号 令和 4 年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)

(議案書19ページから25ページ)

議案第 5 号 令和 4 年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号) につきまして、御説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1,319万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9,129万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において緊急性を要する費用につきまして、計上をいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳出予算から申し上げます。

衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、新型コロナワクチン接種事業費で、ワクチンの追加接種に係る費用等について1,319万9,000円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当しております。

歳入予算については、ただいま御説明いたしましたので、説明は省略いたします。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

(議案書26・27ページ)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により5月2日に専決処分を行いましたので、同条3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の内容といたしましては、令和4年1月19日、公用車にて現地調査を終え、車両を後退させていた際、相手方の自宅ブロック塀と接触し破損させました。

この件につきましては、美浦村の過失割合は100%であるため、速やかに損害箇所の補修及び賠償額の支払いを完了すべく、手続きを進めました。

相手方とはすでに和解もしており、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求は行わないことを確認しております。

以上、議案第6号 専決処分を行いました公用車による損害賠償の額の決定及び和解につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**令和4年第1回
美浦村議会臨時会会議録 第1号**

令和4年5月12日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明省略・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第10号))

議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第5号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君		
教	育	長	富永	保君	
総	務	部	長	木鉛	昌夫君

保 健 福 祉 部 長	鈴 木 章 君
経 済 建 設 部 長	木 村 光 之 君
教 育 部 長	菅 野 眞 照 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午後1時37分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さんこんにちは。

令和4年第1回臨時会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思えます。

村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めましてこんにちは。

令和4年第1回美浦村議会臨時会に御参集、大変御苦労さまでございます。

コロナの感染が終息には至っておりませんが、今年のゴールデンウィークは行動制限をしない取組を全国的に試みました。その結果、観光地によっては多少の違いはありますが、通年の人出の7割から9割ほど回復したとの報告がされております。茨城県も観光地ではにぎわいが報告をされております。行動制限を規制しなければ経済活動が活発化することが、報道でも分かります。感染拡大につながることは、慎重に対応していかなければなりません。早期に感染が終息することを願いたいものであります。

議員各位におかれましては、感染抑止に徹底されていますことに感謝申し上げますとともに、

村民にもさらなる感染抑止への意識向上につながることを期待したいと思います。今以上に感染者が増えることがなければ、今年28日、29日に、春の文化祭が3年ぶりに開催する予定であります。開催できれば、美浦村のふるさと大使をされています棚橋幸代さんが総合司会をされますので、議員各位におかれましても文化祭を見ていただけると幸いです。

本日の議会臨時会の案件は、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）が1件、議案第2号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第3号で、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第10号））が1件、議案第4号で、美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、令和4年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、議案第6号で、専決処分の承認を求めることについて（公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について）が1件の6議案であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

10番議員 林 昌子 君

11番議員 小 泉 輝 忠 君

12番議員 沼 崎 光 芳 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）から、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について）までの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に皆様に配付をしております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第6号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） タブレットのページでいいますと、20ページです。

固定資産税に係る項目となっています。これまでと違うのは、——新旧対照表を見てのわけですが、20ページです。途中省きますが「以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度の固定資産税にあつては、100分の2.5）」とあります。

まず、ここで書かれている商業地は、本村のどの地区、地域を指すのか、お尋ねします。

そして、この商業地等に係る令和4年度の固定資産税にあつて100分の2.5とあります。固定資産税は土地に係るもの、家屋に係るもの、償却資産に係るものがあるわけですが、この場合は土地に係るものと解釈します。

では、土地に係る固定資産税の当初予算額は、2,228万8,800円です。この当初予算の額に変更はあるのでしょうか。影響はあるのでしょうか。影響があるとすればどの程度ものなのか、お答えください。

○議長（下村 宏君） 内容が細かいので、税務課長を呼ぶというようなことでありますので、暫時休憩をしたいというふうに思います。

皆さんよろしく申し上げます。

午後1時46分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの岡沢議員の質疑に対しましてですね、答弁を求めます。

総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） お時間いただき、大変失礼しました。

ただいまの岡沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

商業地等に係る件でございますが、本村において商業地に指定されている場所はございませ

ん。ですので、それともう一つですね、令和3年度に限りまして、この負担調整措置そのものが令和2年度から据置きをされております。そういう関係で、当初予算への影響もないということでございます。

それから、土地の課税標準額が上昇する場合でも、現行の5%を2.5%に抑えるというような制度でございます。それもですね、先ほど申し上げましたように、本村で商業地域に指定されてる場所はございませんので、本村に対しての影響はございません。

ただ、国のほうの法律改正に合わせまして、本村の税条例の当該箇所についても同じように改正をしたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） ただいまの答弁で、本村においては商業地に該当するところがないということですが、条例には「商業地等に係る」と書いてあります。この商業地という概念をどうやって捉えたらいいのか、全くの不明です。

本村において商業地に該当することが、これから先ずっとないのか。あるいは、どういう条件になればあるのか、そのことについてお答えください。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 岡沢議員の御質問にお答え申し上げます。

本村において商業地というのがございませんということで、ただいま私のほうで厳密な商業地に係る要件そのものを理解してございません。誠に申し訳ございませんが、本会議終了後にはですね、その商業地たるものの条件を調べまして、それを踏まえて、本村において今後そのような土地が指定されるのかどうか。そういうものも含めて、議員の皆様は別の形で御報告をさせていただくということをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） 定例会であれば、議案について常任委員会で説明があったりします。ですから、そういう場があれば質疑できたんですけども、このたびはそういった説明の場がなかったので、こちらも聞けませんでした。ですから、私も考えたんですが、いきなりこのような質問をしても、執行部としても困ってしまうだろうとは思っていました。後に、私の質問に対しての説明をしていただけたということで、それで十分です。

以上、質問を終わります。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） やはりタブレットの新旧対照表を見ているわけですが、29ページです。

本条例改正案は、いわゆる賦課限度額を63万円から65万円に上げるというもの。

また、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を19万円から20万円に上げるというものです。

では実際に、この賦課限度額を上げることによって、被保険者——住民の中で課税限度額が上がって、納める額が上がるという村民がいるのでしょうか。お答えください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

美浦村年間分の本計算が、7月です。6月の中旬、下旬あたりから、所得の区分、もしくはその限度額に該当する世帯数、及びその超過限度額を超える金額という表のほうが出るんですけども、そちらのほう待たないと現時点では該当するかどうかというのはお答えはできないんですね。昨年度のものでしたら資料のほうで、例えば何世帯あるとか、そういったものは出ておりますので、はい。今回の改正に伴って限度額となる、限度額を超える世帯についてはどのくらい出るかというのは、7月あたりまでお待ちいただかないとお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） 国保税の本算定が7月に行われるということは承知しています。ですから、保健福祉部長がその前に答えられたのは当然のことかと考えます。ですが、税条例の改正案を提出しているわけですから、心情としてはそういった数値についてもつかんでいただく。何人とは言えないとしても大体でも結構ですから、そのように答えていただきたかったというのが素直な感想です。

以上で質問を終わります。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第10号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回美浦村議会臨時会を閉会といたします。

皆さん大変お疲れさまでした。

午後2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

署 名 議 員 沼 崎 光 芳